

# 京都ダンス教師協会会則

## 【第一章】 総 則

第1条 本会は、京都ダンス教師協会と称し、KATIDと略称する。（爽文字にては、Kyoto Association of Teachers of Dancingと記す）

第2条 本会は、会員の技術の向上、人格の修養及び相互扶助を図り、且つダンス教師の職業の安定を期して、つねに有効適切な諸事業を行うことを目的とする。

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の諸事業を行う。

- 1 公益社団法人全日本ダンス協会連合会の創設会員の一人として近畿地域会を組織し、その維持と運営に協力する。
- 2 会員の教授技能の向上に資するための研修会、講習会の開催。
- 3 会員の人格や教養を高揚するための講習会、見学会等の実施。
- 4 会員の生活の向上と安定を図る諸対策の実行。
- 5 技術検定試験（メダルテスト）を行って技術認定状を発行。  
ダンスフェアやパーティーの主催と競技会の後援。
- 6 その他、本会の目的を達成するために必要な事業。
- 7 当協会の所在地は会長住所とする。

## 【第二章】 会 員

第4条 本会に入会を希望する有資格教師は、所定の申込書を提出し、常任理事会の承認を経なければならない。

第5条 入会を承認された者は、規定の入会金と当該年度分の会費を納入し、会員証の交付を受ける。

一旦納入された入会金と会費は、理由の如何を問わず返還しない。

第6条 常任理事会は、会員に対して次の処分をすることが出来る。

- 1 会費を二ヵ年間滞納した者を退会させる。
- 2 会費を滞納した者は、その間休会と見做す。  
(休会とは、会員としての権利を喪失するものをいう)
- 3 本会の名誉を傷つけたり、本会に迷惑を及ぼした者は、除名する。
- 4 本会の秩序をみだしたり、本会の諸事業に非協力、無関心な者には戒告を行う。

第7条 会員は、つねに連合会の資格証明書と協会の会員証とを携帯し、また現住所と勤務先を提出しておかねばならない。

## 【第三章】 役員

第8条 本会は、次の役員を置く。

1. 会長 一名 副会長 二名以内 常任理事及び理事 若干名  
監査役 二名 幹事 若干名
2. 名誉会長 一名 顧問 若干名 相談役 若干名 参与 若干名

第9条 会長、理事、監査役、幹事は、役員定年制及び任期制内規の通りとする。

第10条 顧問、相談役、参与は、役員定年制及び任期制内規の通りとする。

第11条 会長は本会を代表し、総会及び役員会を招集し議長を選任することができる。

第12条 常任理事及び理事はそれぞれ役務を分担し、本会の運営に当る。

第13条 理事長は、正副会長合議とする。

第14条 副会長は会長に事故ありたる時、その職務を代行する。

副会長が選任されていない時は理事長がこれに当たる。

第15条 監査役は会則の遵守と、会計・庶務の整備を査察し、決算書を監査する。

第16条 幹事は、常任理事及び理事の職務を補佐し、本会の運営に当たる。

第17条 本会の総べての役員はの任期は二ヵ年とし、任期中の退任及び辞任は常任理事会の承認を要する。

但し、再選を妨げない。

## 【第四章】 総会、役員会、その他

第18条 本会は、毎年一月中に定時総会を開催する。

臨時総会は、次の場合に会長が招集する。

- 1 会長が常任理事会の同意を得た時。
- 2 会長が全会員の三分の一以上の同意を得て開催を求めた時。

第19条 総会及び役員会は構成員の五分の三以上出席し、議決は過半数を要する。

第20条 本会の会計年度は、毎年一月一日から十二月三十一日までとする。

第21条 本会の経費は、会員の納入する会費及び事業収入や寄附金をもって充てる。

第22条 当年度の入会金と会費は、総会にて承認を得る。但し、必要に応じて臨時に徴収することがある。

第23条 臨時に行う特別の研修会や講習会の会費、またメダルテストの受験料は、常任理事会又は役員会で決める。

第24条 本会則の改正には、総会の承認を要する。

会員会則改正

(S 62.1.4. 改正) (S 63.1.10.一部改正) (H 12.8.31.一部改正)

(H 22.1.9.一部改正) (H 29.1.改正)

## 役員定年制及び任期制内規

### 1. 定年制について

名誉会長、相談役、顧問を除き70歳に達した任期末をもって退役。

### 2. 任期制について

任期は2年。ただし全役員が決定するまでの期間は暫定任期として現役職が職務遂行する。

### 3. 選出方法について

常任理事は定数のうち半数を総会で選挙を行い選出。選出された常任理事が会長と定数補充を指名。

副会長と監査は会長指名、理事長は正副会長合議、理事と幹事は常任理事会指名。

参与は役員会で選任。

### 4. 常任理事選挙資格について

入会 10年以上でフェロー資格を有し辞退の無かった者を「立候補者」とし、総会で選挙。

### 5. 各役職の退役後について（昇進は除く）

会長：名誉会長として名簿序列筆頭、もしくは相談役。

副会長：相談役として名簿序列第2位。

常任理事：顧問。顧問としての2年間の任期終了後は留任もしくは相談役。

理事・監査・幹事：定年制による場合とその他の事情の場合を区分し、名誉職も含めて役員会で検討。

### 6. 名誉職の職責

◎名誉会長、相談役、顧問は常任理事会及び役員会にて発言、ご手権を有す。

◎顧問は後進の育成を主な職務とする。

◎参与は常任理事会及び役員会においてオブザーバーとして出席できる。

◎何れも全ての会議への出席を任意とする。

### 7. 役員資格、その他

1) ライセンスエイト以上保持者。協会在籍年数5年以上。

2) 教室在籍、もしくは経営の有無、各種行事への貢献、教授・競技・公演などの顕著な活躍、経理・事務その他各部門においての秀でた能力・・・など。

3) 同教室からの役員就任は役職（常任理事・理事・監査・幹事）と部署（会計・技術・総務・事業・事務局）が異なれば可。

4) 役員罷免については役員会での承認を要する。

5) この内規は会則に優先しない。

(H29・1改正)

## 共済金給付規定

これは相互扶助の精神に基づく本会会員の慶弔と疾病・災害等に対する特別給付の原則であって、この規定の適用は常任理事会諮ってから行うものとする。

- 1) 給付の対象は、本人のみとする。
- 2) 慶弔時については、次の通りとする。

婚 結

死 亡

出 産 第一子のみ

受 賞 政府又は公的機関から、授賞または表彰された時。

祝 辞 還暦以上・踏歴（50年以上）・営業（10年以上）の継続等を視して記念宴を設けた時。

以上については、10,000円とする。

- 3) 疾病及び負傷

本人の二週間以上の入院または同程度のものを対象とし、最低を10,000円とし一ヶ月を超える重症はこの2倍とする。

- 4) 退役慰労金

特に顕著な功労がある又は長期（10期以上）に渡り役職に就いた役員が定年にて退職する場合には、以下の慰労金を贈ることが出来る。役職は、協会在籍中に3期以上就任した最高職を基準とする。また定年以外で退職するときは、常任理事会にて決定するものとする。

幹 事	30,000円	理 事・監査役	50,000円
常任理事	80,000円	理事長・副会長	110,000円
会 長	150,000円		

- 5) 会費の免除

長期にわたる疾病及び負傷にて就業出来ない時は、会費を免除することが出来る。

- 6) 給付の減額

既往に会費を滞納したり、本会の諸事業に常に非協力的な会員には、上記の給付規定に拘らず、減額したりあるいは支給しないことがある。

以上

(S54.1.1 施行・H4.1改正・H22.1改正・H29.1改正)

## 奨励賞規定

協会事業及び行事に教極的に参加協力をした会員に対して、肺質を投与するものである。

<受賞基準及び対象>

1. 全事業及び行事に、出席をすること。
2. 対象会員は、役員を除く一般会員とする。

以上の1.2.をみたす全ての会員に対し、各事業年度ごとに別を授与することとする。

## 出席簿及び名札

<出席簿について>

当協会主催の行事では、どのような行事であっても出欠を取っておりますので、必ず氏名を記載して下さい。尚2部に渡るとき（午前から午後に、午後から夜に）は行事により、その都度第1部・第2部共に出席簿に記載して下さい。出席しても記載のない時には、対象外となります。

<名札について>

当会の行事に参加した時には、必ず名札を付けて下さい。尚お帰り際には名札の返を、忘れないよう注意して下さい。もし紛失の場合は新作の為に実費を申し受ける事が有ります。

色分け=（資格級）      ホワイト・アソシエイト[A]  
イエロー・メンバー[M]  
グリーン・ライセンシエイト[L]  
ピンク・フェロー[F]

青線=（会員年数）      入会年～5年未満 線なし  
5年以上～10年未満 ・1本線  
10年以上～2本線  
参与 3本線

赤線=（役員）      幹事：1本線  
監査役 1本線  
理事：2本線  
常任理事 3本線  
理事長 細線と太線各1本  
副会長 ・・大線2本ベタ線  
会長 ベタ線…

紫線      名誉会長 ベタ線  
相談役 2本線  
顧問 1本線

以上の方法にて、その会員の資格級及び会員年数と役員分けを行っています。

(H 29・1改正)

## メダルテスト検定規定

メダルテストを受験させる時は所定の書類に記載の上、メダルテスト認定書と受験料（協会約入額）を事務局に納めて頂きます。

受験料計算書に集計を記入し、テスト教行日より10日前までに事務局に持参するかインターネットかFAXで申込み下さい。

インターネット・FAXでの申込みの時は認定書のコピーを添付するか、認定書の受験記録から過去の受験日等を書き込んで下さい。その場合の精算は当日となります。

締切以後の申込みは受理出来ませんのでご注意下さい。

尚、挽定当日に受験不能の場合は英権と見なし、その場合は原則として受験料の返は致しかねます。（但し、担当教師の不慮の事故、又はこれに準じる教師の責任で受験不能の時は常任理事会に於いてこれを計り、処置します）

※注意・受験記録票は受験される時には絶対必要な物です。各自大切に保管して下さい。

各種目と各級の料金表（内訳）

受験階級	スタンダード種目		ラテン種目		検定料
初等科 2 級	B		R		5,000
初等科 1 級	W		C		7,000
中等科 2 級	WT		RC		8,000
中等科 1 級	TF		RS		10,000
2 分割受験	1 回目	2 回目	1 回目	2 回目	
高等科銅級	WT	FQ	RC	SJ	15,000
高等科銀級	WT	FQ	RC	SJ	20,000
高等科金級	WTVw	FQ	RCP	SJ	25,000

H25年1月より改定

高等科金・銀・銅級は分割受験が可能です。

受験料は1回目受験の際に支払い、2回目受験は1回目受験から満2年以内とします。

（怪我等で2年を越える時は申請書を提出の事）

※料金には各先生のお相手代や御礼代は含まれていません。

・その他、服装、採点など諸事項はメダルテストマニュアル（教師用）を参照して下さい。